

衆議院安全保障委員会ニュース

【第 208 回国会】令和 4 年 3 月 15 日（火）、第 3 回の委員会が開かれました。

1 理事の辞任及び補欠選任

- ・理事の辞任を許可し、補欠選任を行いました。

辞任 理事 星野剛士君（自民）

補欠選任 理事 青山周平君（自民）（理事星野剛士君今 15 日理事辞任につきその補欠）

2 防衛省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 26 号）

- ・岸防衛大臣、鈴木外務副大臣、本田外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。

- ・赤嶺政賢君（共産）が討論を行いました。

- ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

（賛成－自民、立民、維新、公明、国民 反対－共産）

- ・宮澤博行君外 4 名（自民、立民、維新、公明、国民）から提出された附帯決議案について、美延映夫君（維新）から趣旨説明を聴取しました。

- ・採決を行った結果、賛成多数をもってこれを付することに決しました。

（賛成－自民、立民、維新、公明、国民 反対－共産）

（質疑者）吉田宣弘君（公明）、徳永久志君（立民）、美延映夫君（維新）、岩谷良平君（維新）、齋藤アレックス君（国民）、赤嶺政賢君（共産）、太栄志君（立民）、玄葉光一郎君（立民）

（質疑者及び主な質疑事項）

吉田宣弘君（公明）

- （1） 宇宙・サイバー領域の人員を増員するとともに高度な技術及び専門性を有する人材を育成する必要性
- （2） 在外邦人等の輸送（自衛隊法第 84 条の 4）の要件等の見直し
ア 輸送の実施に当たっての安全に係る要件の現行法と改正案との具体的な相違点
イ 輸送手段を原則として政府専用機とする規定を廃止する趣旨
- （3） 我が国周辺でのロシアの活動に対して万全を期することに関する岸防衛大臣の見解

徳永久志君（立民）

- （1） 在外邦人等の輸送の要件等の見直し
ア 現在のウクライナ在留邦人の人数及びこれらの者への外務省の対応状況
イ 自衛隊機による輸送は民間機による輸送の質的・量的な限界を補完するためのものであるとの認識の正否
ウ 在外邦人に安全対策に関する心構えを持ってもらうための外務省からのメッセージ
エ 政府専用機の使用を原則とする規定の廃止によって世界中どこでも自衛隊を派遣できることになるとの認識の正否
オ 在外邦人等の輸送を想定した陸海空自衛隊の統合運用のための訓練やシミュレーションの実施状況
カ 在外邦人等の輸送において派遣先国の同意を要件にしていない理由
キ 在外邦人等の保護措置（自衛隊法第 84 条の 3）において派遣先国の同意を要件として明記している理由
ク 在外邦人等の保護措置において派遣先国の同意を要件としているのは、いわゆる任務遂行型の武

- 器使用が認められていることが理由であるとの認識の正否
- ケ 無政府状態にあるなど派遣先国の同意を得ることが困難な状況下における自衛隊の対応
 - コ 改正後の在外邦人等の輸送（同法第 84 条の 4）における「邦人」の範囲が在外邦人等の保護措置（同法第 84 条の 3）にも当てはまるという理解の正否
 - サ 在外邦人等の保護措置（同法第 84 条の 3）にも輸送が含まれているにもかかわらず、同条における「邦人」の範囲を拡大しない理由
 - シ 在外邦人等の保護措置の対象に名誉総領事や J I C A の現地職員が含まれないことはおかしいとの指摘に対する防衛省の見解
 - ス 在外邦人等の保護措置（同法第 84 条の 3）の対象者と在外邦人等の輸送（同法第 84 条の 4）の対象者を整理する必要性についての防衛省の見解
 - セ 我が国の外交の協力者である名誉総領事や J I C A の現地職員の活動が、自衛隊法第 3 条第 1 項（自衛隊の任務）の「公共の秩序の維持」に資することから、今回輸送対象を拡大したとの理解の正否
 - ソ 我が国の外交の協力者であるにもかかわらず、名誉総領事や J I C A の現地職員が在外邦人等の保護措置の対象に含まれない理由
 - タ 在外邦人等の保護措置の対象範囲の拡大を検討する必要性についての岸防衛大臣の認識
 - チ 東アジアにおける災害、内乱等の発生に際して我が国に対して外国から自国民の保護・避難の要請があった場合に、それを拒否することの影響についての本田外務大臣政務官の認識
 - ツ 自衛隊による外国人のみの輸送が自衛隊法第 3 条第 2 項第 2 号（自衛隊の任務）の「国際社会の平和及び安全の維持に資する活動」に該当するか否かについての防衛省の見解
 - テ 外国からの要請に基づき一般の外国人の輸送を実施するための法的な枠組みを検討する必要性についての岸防衛大臣の見解
- (2) 宇宙やサイバーなどの専門能力を持つ自衛官の中途退職を防止するための方策の実施状況についての岸防衛大臣の見解

美延映夫君（維新）

- (1) ロシアによるウクライナ侵攻
 - ア 台湾海峡を取り巻く状況への影響
 - イ 北方領土返還交渉への影響
- (2) サイバー領域・ハイブリッド戦
 - ア 防衛省・自衛隊が目指すサイバー領域増強のための最終的な増員数についての岸防衛大臣の見解
 - イ 2014 年のロシアによるクリミア侵攻及び今般のウクライナ侵攻におけるロシアによるサイバー攻撃を始めとしたハイブリッド戦についての防衛省の見解
 - ウ 我が国がサイバー攻撃に対する反撃能力を保有する必要性についての岸防衛大臣の所見
- (3) 外国軍隊への麻薬等の譲渡に係る特例
 - ア 本改正をこのタイミングで行う理由及び外国軍隊からのニーズの有無
 - イ 自衛隊と外国軍隊との共同訓練以外で想定される麻薬等の譲渡の場面
 - ウ 自衛隊や外国軍隊での麻薬等の乱用などの違法行為が増加する可能性の有無及びこれを防ぐ方策
- (4) 自衛官等の個人番号カードによる電子資格確認のシステムの導入
 - ア 本改正をこのタイミングで行う理由及び一般の国民の利用開始（2021 年 10 月）から遅れた理由並びにシステムの利用開始時期の見通し

岩谷良平君（維新）

- (1) ウクライナへの防衛装備品の供与と防衛装備移転三原則等との関係

- ア 違法な侵略があった場合の関係国への装備品の移転について、個別の事象ごとに「防衛装備移転三原則の運用指針」を改正するのではなく、同指針にあらかじめ汎用性のある形で規定しておくべきとの考えに対する岸防衛大臣の見解
 - イ 現下の状況における我が国からウクライナへの武器弾薬の供与が防衛装備移転三原則に違反する可能性についての政府の見解
 - ウ 現下の状況において我が国がウクライナに武器弾薬を供与することができる法的根拠の有無
 - エ 現下の状況で我が国からウクライナへの武器弾薬の供与を可能とする法改正を行った場合にそれが憲法違反に当たるか否かについての岸防衛大臣の見解
 - オ 現下のウクライナ情勢に鑑みて武器弾薬の供与が可能となるよう法律又は運用指針の改正を直ちに行うべきとの考えに対する岸防衛大臣の見解
- (2) 武力攻撃事態を想定した「避難実施要領のパターン」の作成・訓練
- ア 国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定）で努力義務とされた避難実施要領を作成している市町村のうち武力攻撃事態を想定したパターンを作成している自治体の数
 - イ 全国の自治体等の半数が武力攻撃事態を想定した「避難実施要領のパターン」を作成していないことに対する岸防衛大臣の認識及び現状に対する政府の対応
 - ウ 都道府県国民保護協議会委員への自衛官の任命状況
 - エ 同協議会委員への自衛官の任命を義務化する必要性及び任命されている自衛官に対し武力攻撃事態を想定した「避難実施要領のパターン」を作成するよう促す必要性についての岸防衛大臣の見解
 - オ 消防庁における「避難実施要領のパターン」作成に関する研修会の回数及び武力攻撃事態を想定した演習の回数
 - カ 「避難実施要領のパターン」作成に関する今後の研修会で緊急対処事態及び武力攻撃事態を想定した演習をセットで行う必要性
- (3) 内閣官房における国民保護共同訓練
- ア 訓練の回数及びその中で武力攻撃事態を想定した訓練の回数
 - イ 今後の訓練において武力攻撃事態を想定した訓練の回数を増やす必要性

齋藤アレックス君（国民）

- (1) ロシアによるウクライナ侵攻
- ア ウクライナ軍及びロシア軍が置かれている状況についての岸防衛大臣の認識
 - イ ロシアの内政状況の変化が与える我が国の安全保障環境への影響についての岸防衛大臣の見解
 - ウ 国際情勢の変化に即した安全保障体制を構築する必要についての岸防衛大臣の見解
- (2) 在外邦人等の輸送の要件等の見直し
- ア 輸送対象者の同乗者の範囲については柔軟な対応が行われるとの認識の正否
 - イ 今回の法改正により、輸送の安全が確保されれば、固定翼機に限らず回転翼機の使用も可能になるとの認識の正否
 - ウ 2021 年 8 月のアフガニスタンにおける在外邦人等輸送に関しての防衛省及び外務省における検証の実施の有無
 - エ 本事案において外国人の輸送がオペレーションの目的に含まれた時期
 - オ 本事案の検証内容・結果を国民及び国会に示す必要性
 - カ 我が国のインテリジェンス機能の強化、避難計画の策定及び政策決定の迅速性向上の必要性に対する岸防衛大臣の見解

赤嶺政賢君（共産）

- (1) 我が国が紛争当事国になった場合における在外邦人等の輸送

- ア 民間人の輸送を行うに当たり自衛隊の航空機等を使用した場合の国際人道法の適用の有無についての岸防衛大臣の見解
- イ 自衛隊の航空機等が軍事目標として取り扱われる懸念についての岸防衛大臣の見解
- ウ 国際法上、一般には軍事目標である自衛隊の航空機等に搭乗する民間人は国際人道法の保護が受けられないとの認識の正否
- (2) 台湾有事
 - ア 我が国が紛争当事国となり邦人が台湾から安全に退避できなくなる懸念についての岸防衛大臣の見解
 - イ 沖縄が戦場になった場合の県民の退避場所及対処方法についての岸防衛大臣の見解
 - ウ 自衛隊の行動の影響で民間船舶の運航が止まり沖縄県民が戦場に取り残される危惧
- (3) 外国軍隊への麻薬等の譲渡に係る特例
 - ア 本改正の理由が南西諸島における日米共同作戦で負傷した米兵の治療を想定したものであるとの防衛省の説明の当否
 - イ 譲渡が想定される場面及び麻薬等の種類
 - ウ 本改正には台湾有事等を想定した「日米共同作戦計画」が背景にあるとの考えに対する岸防衛大臣の見解
- (4) 日米ガイドラインでの「米軍の打撃力」に関する書きぶりが 1997 年改定時と 2015 年改定時とで異なる理由についての岸防衛大臣の見解

太栄志君（立民）

- (1) 自衛官の処遇の在り方
 - ア 我が国の安全保障環境の悪化や自衛官の中途退職者の増加を受けての自衛官の人材確保に向けた措置及び取組
 - イ 国際情勢の悪化や自衛隊の任務の多様化を受けて、処遇の改善の観点から自衛官独自の給与体系を構築する必要性に対する岸防衛大臣の見解
 - ウ 防衛出動手当の定め方
 - エ 自衛官による防衛出動や我が国有事を想定していないため同手当の額を定めていない可能性
 - オ 同手当の額を政令で定めることとしてから約 19 年経過後も未制定となっている現状は自衛官に対する敬意が欠けているとの考えに対する防衛省の見解
 - カ 同手当の額を定める時期の目処
 - キ 自衛官と警察官の違い及びその違いに対する岸防衛大臣の見解
- (2) 国民保護の体制の充実
 - ア 存立危機事態及び重要影響事態において国民保護法が適用されるとする明確な規定の有無
 - イ 現在の仕組みで適切に国民保護の措置がとれるか否かについての岸防衛大臣の見解
 - ウ 存立危機事態や我が国に直接の武力攻撃がない事態でも国民保護法に基づく住民避難などの措置をとれるように法改正を行う必要性に対する岸防衛大臣の見解
 - エ 我が国に直接の武力攻撃がない段階でも国民を守るよう岸防衛大臣のリーダーシップの下で早急に国民保護法の改正を進める必要性

玄葉光一郎君（立民）

- (1) 在外邦人等の輸送の要件等の見直し
 - ア 2021 年 8 月の在アフガニスタン邦人等の輸送の事案が生じる前に本改正がなされていれば同国からの現地協力者の退避作戦が成功したか否かについての岸防衛大臣の認識
 - イ 本事案で韓国が 400 名弱の退避を行えたにもかかわらず我が国ができなかった理由

- ウ タリバンと直接交渉できる人材が現地大使館にいなかったことが本事案における我が国の輸送の遅れを招いたとの考えに対する鈴木外務副大臣の見解
 - エ インテリジェンスや現地人脈の欠如が本事案における失敗の一番の原因であるとの反省や教訓を踏まえて今後の体制を築くべきとの考えに対する鈴木外務副大臣の見解
 - オ 本事案の失敗の反省や教訓に対する鈴木外務副大臣の認識
 - カ 本事案における自衛隊機の派遣要請の遅れに関し派遣準備自体は空振りでも良いので行うべきとの考えに対する外務省の見解
 - キ 本改正による輸送対象者の拡大にとどまらず、外国人についてより柔軟性を持たせ範囲を広げるべきとの考えに対する防衛省の見解
 - ク 我が国周辺における危機の際に同盟国等から外国人のみの輸送を要請された場合の我が国の対応
 - ケ 在外邦人等の輸送（自衛隊法第 84 条の 4）の規定で外国人のみの輸送を行うには法改正が必要か法解釈で可能かの当否
 - コ アフガニスタンにおける I S の台頭や同国の中露への傾斜を防ぐための我が国のタリバンとの向き合い方についての鈴木外務副大臣の見解
- (2) ロシアによるウクライナ侵攻について欧米諸国や我が国がロシアに「代償を払わせる」と述べた以上、実際にそのような結果が伴わなければならないとの考えに対する鈴木外務副大臣の見解